

政治史研究からみたオーラルヒストリー（一）

——「記憶」から「史料」を作るということ——

武田知己

目次

序 日本におけるオーラルヒストリーの現状

（一） 活発化するオーラルヒストリー

（二） 政治史研究とオーラルヒストリー

一 オーラルヒストリーとは何か

（一） オーラルヒストリーの定義

（二） 記憶という一次史料

二 ウィリアム・モス (William Moss) の定義

（一） 事実の再現能力に関する五つのレベル

（二） オーラルヒストリーの史料的价值

三 「記憶」から「史料」を作るということ

（一） インタビュー開始前—リサーチ・デザインの問題—

（二） インタビュー開始以後—記憶が史料になるまで—（以上、本号）

四 伝統的歴史学とオーラルヒストリー（以下、次号掲載予定）

（一） 歴史から考える

政治史研究からみたオーラルヒストリー（一）

(二) 口述記録と文字記録の相互関係

五 ポストモダニズムとオーラルヒストリー

(一) 事実の確定はどのようにして可能となるのか

(二) 主観性と客観性

(三) 事実・出来事・文脈

結 政治史研究からみたオーラルヒストリーの可能性と限界

序 日本におけるオーラルヒストリーの現状

(一) 活発化するオーラルヒストリー

近年「オーラルヒストリー」という言葉が歴史研究の分野で注目されている。直訳すれば「口述史」ということになるのだろう。もっとも、オーラルヒストリーは、歴史研究の基礎となる「史料」(口述資料)の一つでもあるし、また、口述資料を用いた歴史研究の「作品」をオーラルヒストリーと呼ぶことも出来る。オーラルヒストリーと言う言葉が持つ意味合いは広いが、現在の日本のアカデミズムが、従来は価値ある手段、信頼に足る史料とは必ずしも考えられてこなかった個人の証言採集とその記録、そしてそれらが学術的な歴史研究に用いられる可能性に関心をもち始めたことは確か⁽¹⁾なようである。

特に政治史研究から見た場合、現代政治の歴史 (Recent Political History) を書く上で、オーラルヒストリーは有効である。現代政治の研究においては近代歴史研究上の基本史料とされる文字資料(公文書・個人文書)が利用できない場合が多い。情報公開法が施行され、公文書の利用についてはかなりの改善が見られたが、依然としてその量と質

は小さいままである。近い過去に関する個人史料が発掘されることは少ないし、電話やファックス・E-Mailが通信手段となっている現在、意思決定のプロセスに関する記録が残される可能性がかなり減少していることが推測できる。つまり、オーラルヒストリーは、現代政治の記録を採集する上で、文字資料に代替する手段となっているのである。⁽²⁾

しかも、オーラルヒストリーは、歴史研究の分野に留まらず、社会学や民俗学など、証言の採集がそもそも当たり前だった分野を始め、教育史や図書館学、町おこしや労働研究など、様々な分野で、証言採集の方法や応用についての自覚が高まり、オーラルヒストリーは独自の展開を見せつつある。⁽³⁾ それに従って様々な手法が自覚され、方法論に関する議論が活発化している。一九七一年にアメリカの Oral History Association (OHA) の代表を務めたチャールズ・モリシーは、一九七〇年の論文で、「いろいろな人とオーラルヒストリーに関して議論するたびに、誰にインタビューするのかによって技術的な問題やその他の問題がいかに多様なのかということに益々印象付けられる」と言っているが、日本でも同じことが認識される状況になっている。⁽⁴⁾

(二) 政治史研究とオーラルヒストリー

ところで、近代以降の歴史研究の推移を見てみると、いわゆる政治史研究の分野でも、オーラルヒストリーなるものが(その言葉は別として)決して珍しくはなかったことがわかる。従来から「史談筆記」「聞き取り」「聞き書き」「談話聴取」「ヒアリング」など様々な呼び方で、ある出来事に関する経験者(特に政治・政策の関係者)の経験を研究のデータとして利用しようという手法は、かなり一般的に用いられてきた。⁽⁵⁾

しかしながら、近代歴史学の上では、個人の証言の史料的价值については疑問が強かった。また、過去に日本で行われていたオーラルヒストリー(ここでは「オーラルヒストリー」で呼称を統一する)は、記録を継承することに必ずし

も十分に配慮してこなかった。史料としての価値は、その証言の記録が継承され、蓄積され、且つ利用されなければ生じ得ない。また、あらゆる証言が歴史研究の史料となる訳ではない。口述された記録が信頼にたる史料となるためには一定の手続きを踏む必要がある。日本のオーラルヒストリーの中にも、検証に値するものが幾つもあるのだが、記録の公開や継承が充分になされなかったために、日本におけるオーラルヒストリーの方法や史料的价值を十分に評価することが出来なかったことは指摘しておかねばならない。⁽⁶⁾

オーラルヒストリーが益々盛んとなっている現在、筆者は、日本における過去のオーラルヒストリーをふり返り、それらを系統立てて紹介することはその更なる展開の為に重要な作業だと考える。また、単なる紹介を越えた、個々のプロジェクトや作品の批判的検証も必要だろう。事実、アメリカにおけるそのような試みがオーラルヒストリーの活発化に繋がった例がある。⁽⁷⁾ その意味で、OHAが提供する、オーラルヒストリーの評価に関する緻密なガイドラインも参考になる。これは、これからオーラルヒストリーを実践しようとする者に対するマニュアルとしての意味を持つが、過去の業績の評価にも応用できるからである。⁽⁸⁾ また、その他にも、方法論的な考察が多数出されており、⁽⁹⁾ それらを用いて、日本における過去のオーラルヒストリー、特に政治史研究に有効なオーラルヒストリーの成果を評価してみたいと考⁽¹⁰⁾えている。

本稿はその作業の前提となることを想定した「政治史研究からみたオーラルヒストリー」に関する方法論的ノートである。

以下では、オーラルヒストリーを、まずは政治史研究の史料的价值という面から捉えて、史料学的にオーラルヒストリーを捉えたウィリアム・モス (William Moss) の議論を紹介する (一、二)。

その上で、オーラルヒストリーを「記憶」から「史料」を作り上げる作業であると定義し、そのプロセスを概説して、

論点を抽出したい(三)。

勿論、オーラルヒストリーの豊かさは、それが文字記録では検証し得ない事実を明らかにしてくれる点にのみあるのではない。次いで、「作業」としてのオーラルヒストリーが歴史研究に貢献しうる可能性に関して、幾つかの理論研究を参照しながら考察し、まとめとしたい(四、五)。

一 オーラルヒストリーとは何か

(一) オーラルヒストリーの定義

オーラルヒストリーとは何なのかという問いに対して、*Recording Oral History*の中で、ヴァレリー・ヨウは次のように言っている。

オーラルヒストリーとは何か。それはテープに録音された回想のことなのか。それはタイプされたトランスクリプトのことなのか。それは徹底したインタビュー(In-depth interviews)という手法のことなのか。この言葉は、この三つ全てに関わる。この言葉の不充分さ、不正確さ、誤解の招きやすさに関する嘆きは、今までずっと繰り返されてきた。しかし、この言葉よりもよい言葉を見つめることは可能だろうか?⁽¹¹⁾

確かに、オーラルヒストリーという言葉を定義することは難しい。しかし、日本語でもこれに代わる言葉があるだろうか。嘗ての日本においてオーラルヒストリーに相当する言葉を見つけるとしたら、恐らく「史談」が最も古い例になるだろう。だが、これは歴史家が歴史を談ずるという意味(つまり広い意味での歴史研究と言う意味)でも使われてき

た言葉である。また、ヒアリングやインタビューといった言葉は逆にこの言葉が歴史研究に対して持つ含蓄をそぎ落としてしまう。カタカナ言葉ではあるものの、オーラルヒストリーという言葉に代わる言葉はなかなか見つけがたい⁽¹²⁾。

しかし、オーラルヒストリーという言葉になじみのない人も多いだろう。事実、oral historyという言葉がアメリカで用いられた最初は、一九世紀のニューヨークでのことであるから、オーラルヒストリーの体系化に早くから取り組んできたアメリカでもそう歴史のある言葉ではない。また、ヨウが言うように、オーラルヒストリーは（浸透してきたとはいえ）まだまだ学界の「新参者」でもある⁽¹⁴⁾。そうであれば、オーラルヒストリーとは何なのかという問題を避けては議論をすすめることはできないだろう。

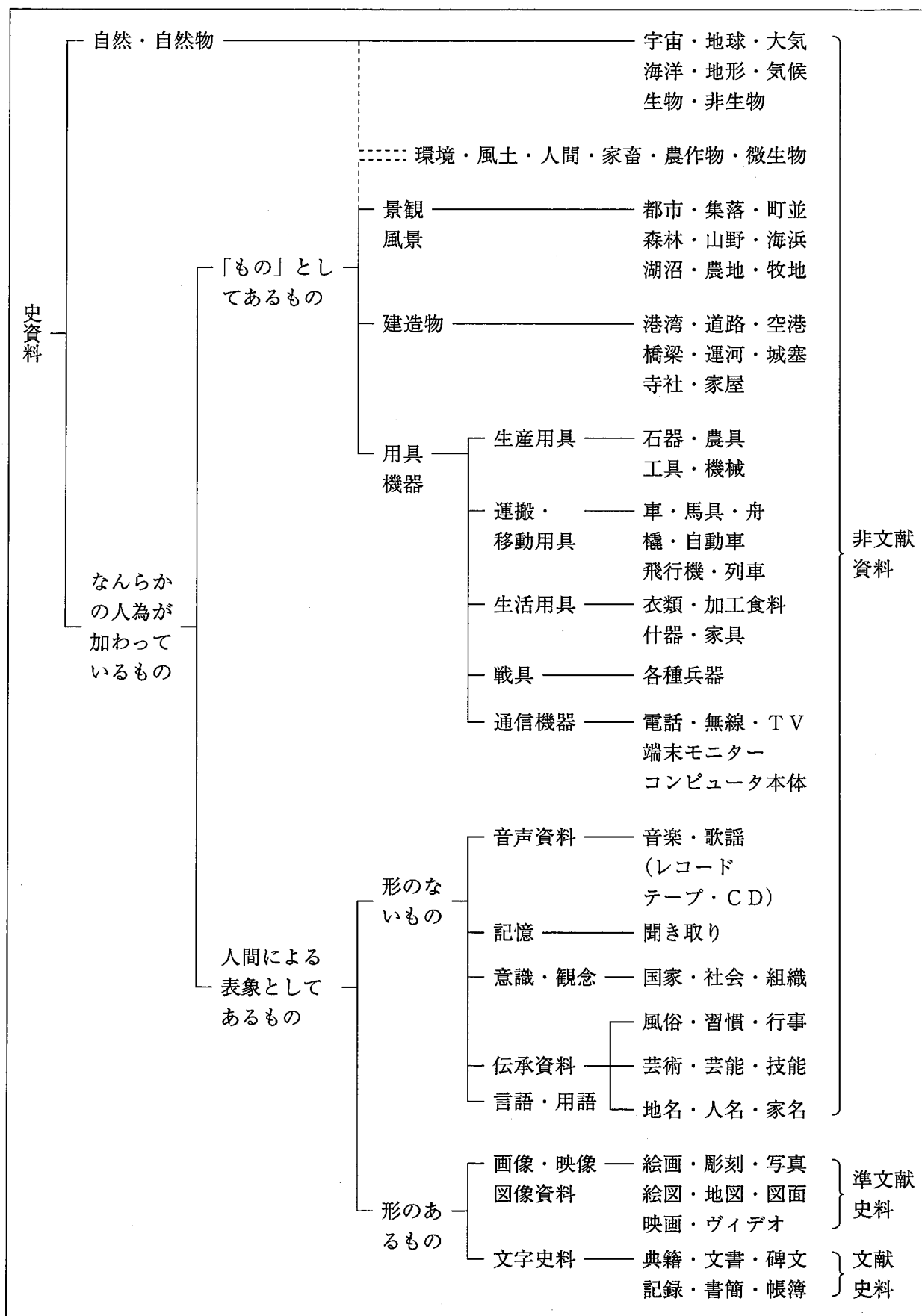
(二) 記憶という一次史料

オーラルヒストリーを様々な定義することが可能であるとしても、政治史研究の側から考えた場合、第一義的には、オーラルヒストリーの史料としての価値について考察することが必要だと考える。

例えば、アメリカにおいて政治家のオーラルヒストリーを多数採集してきたドナルド・リチャーも *Doing Oral History* の中で「単純に言えば、オーラルヒストリーとは、録音されたインタビューを通して、歴史的に意味のある記憶や個人のコメントを採集することである⁽¹⁵⁾」と言っている。また、コロンビア大学の Oral History Research Office (OHRO) のディレクターを長らく務めたロナルド・グレーリも、オーラルヒストリーを「歴史的再構築という目的のために過去の出来事に参加した目撃者にインタビューをすること」と定義している⁽¹⁶⁾。いずれも、オーラルヒストリーの史料としての価値を第一義的に意識した定義を行っている。

また、近年の歴史研究は、既に文字資料のみを史料として認識する立場にはない。史料分類的に考えれば、オーラル

図1 史資料の性格分類表



福井憲彦『歴史学の現在』(放送大学教育振興会、2001年)、p25。

ヒストリーは personal testimony, oral testimony, oral history testimony などと言ひ表される「口述資料」であり、非文字資料である。その源は端的には「記憶」に他ならない。この点に関する一つの分類法として、福井憲彦氏が『歴史学の現在』（放送大学教育振興会、二〇〇一年）で挙げている史資料の性格分類表が参考になるだろう（【図1】参照。なお、同『歴史学入門』（岩波書店、二〇〇六年）も同様の図を掲げている）。

二 ウィリアム・モス (William Moss) の定義

ところで、オーラルヒストリーを「記憶」という一次史料として捉えるとしても、「記憶」とは一体どのような性格をもつ「史料」なのだろうか。

実は、「記憶」というものは過去を確定する事実としての証拠能力が極めて低いものである。まず、記憶には「主観」が必ず混在している。つまり、体験者であったにせよ、その人間の記憶が過去にあった現実を全てそのまま伝えていると考えることは適切でない。

また、記憶は記憶の所持者の意図にかかわらずその後の経験で変形し、再解釈されるものでもある。変形し、再解釈された証言は、記憶にせよ、文字資料にせよ、史料としての価値を大きく減じることになるが、記憶に変形と再解釈は免れ得ない。⁽¹⁷⁾

更に、記憶は嘘をつくというが、確かに無意識に伝聞情報を自分の体験談として覚えてしまったり、現在の自分にとって都合のいいように思い込んでしまったりすることがおおい。また、例えば、日記や回想録などの文字資料も、実は記憶の産物である場合がある。日記をその日の夜に書いた場合は既に記憶によって過去を再現しているからである。

ランケ以降の近代歴史学では、このような性質がある故に、記憶・伝聞情報を表現する証言、或いは記憶に基づく日

記や回想録などに対する批判は強かった。つまり、記憶は近代歴史学の史料体系の中では証拠能力の低い史料と考えられてきたのである。⁽¹⁸⁾

(一) 事実の再現能力に関する五つのレベル

こういった記憶⁽¹⁹⁾ オーラルヒストリーをめぐる史料論的批判を踏まえ、アメリカを代表するアーキヴィスト、ウィリアム・モスは、一九七四年に書いた論文でオーラルヒストリーを史料論の面から評価している。

モスは、人間が過去をありのままに再現することが不可能であるということを前提にしている。歴史家は、それを前提として、あらゆる手段を用いて過去を理解し、再構築する (Mastering the past) ものであるとする。そして、その為には事実を再現する諸史料の体系性を歴史家が意識することが不可欠であるとし、過去の現実を再現する能力と言う面から、史料を次の五種類に分け、その中に記憶⁽¹⁹⁾ オーラルヒストリーを位置づけている。以下では、「」でモスの論文を引用し、地の文で説明を行い、() で筆者の注記を付けながら、その議論を紹介したい。

① 公的事務記録 (transactional records)

モスが第一に挙げるのは公的な事務記録である。Transactional という言葉はなかなか日本語に訳し難い言葉であるが、つまりは、人間の行動そのものを意味する記録のことである。モスは「そのテキストにその記録が象徴する行動の実質を含むものは全て公的事務記録であり、その記録はその記録に由来する全ての行動の権威的基礎となる」と定義している。歴史学一般に言う「公文書」のことであると考えると分かり易い。例として、憲法、法律、契約書、資格証明書などをモスは挙げていますが、外交文書なども当然ここに入るだろう。

② 選択的記録 (selective records)

モスは、あるときに何が起きたのかを描写する記録を「選択的記録」と呼ぶ。これらは、そのことが起きた瞬間に記録されたものである。しかし、どんな記録であっても、その瞬間の全てを保存することは不可能である。例えば、同時代的な映像も音声も現実そのものではなく、記録者によって選択され、解釈された記録である（現在であれば、ここに記録者の「主観」が混入しているというであろう）。「選択的記録は、現実のアブストラクトである」。そのような記録として、例えば、写真、ラジオ放送、映像、会話速記などがある。

③ 回想 (recollections)

人間の記憶が全て選択的であるとすれば、過去にあった事実を回想する際には更なる選択が混入している。モスは「事実の回想は、明らかに現実から象徴へ一步を踏み出している」とし、オーラルヒストリーはこのカテゴリーに当てはまるとする。他の例としては、日記、回想録などがある。

④ 内省 (reflections)

モスは「内省は、回想と分析の双方から区別される必要がある」とする。何故なら、内省は、「彼自身の現在に合致するように過去や過去を性格づける価値や印象を形作ること」だからである。内省は、オーラルヒストリーのインタビューや日記などに回想に付随して生まれるが、「内省は過去に関する証拠として分類することは出来ないし、それ故歴史的証拠のレベルとしては、回想と厳密に区別されるべきである」。しかし、これは「回想よりも直接的に洞察力や物事の理解を助けることもある」。特に内省は分析に役立つこともある。

⑤ 分析 (analysis)

モスは「分析とは、過去の出来事のカオスに形や秩序を与えるプロセスのことである」と定義する。分析は、「単なる収集、保存、情報を回復すること」或いは「単なる出来事や人びとや場所や物事の記述」、或いは「過去に起きたこ

とで個人的に或いは普遍的に価値のある考えを繰り返すこと」ではない。「分析は異なる証拠を比較検討すること、洞察や証拠をはかりにかけ、適切な形を与えることであり、それによって理論的な構造を導き出すことである。そしてこれら新しい仮説を証拠によって繰り返し吟味し、それが批判的検証に耐えうるかどうかを確かめることである」。例としては歴史家の作品、ジャーナリストの記事などがある。

以上のように、モスは史料を五つのレベルを意識して分類するが、伝統的な史料論の体系を引き継ぎ、歴史研究の証拠能力が高いのは、①の公的事務記録と②の選択的記録であるとしている。特に①はいわゆる文字資料（公文書）として分類できるものであるが、モスがそれを最も証拠能力が高いものと定義しているのは、まさにランケ以降の近代歴史学の伝統に則ったものに他ならない。

これに対して③の回想と④の内省が「記憶」からもたらされる史料になるが、モスは、オーラルヒストリーを③の回想に相当すると考えている。また、モスは、事実を思い起こすと言う行為（つまり「回想」）には、

ア．そもそもその出来事や現実

イ．現実を一段階象徴化した選択的記録

ウ．目撃者／談話者が記憶より呼びこした、より選択的で解釈的な説明

の三つのレベルがあり、更に、「インタビュアーが証拠を得るために意図的な誘導質問をしたときには、第四のレベルの選択と割り込みの可能性が生じる」ことになるとする。こうした誘導的な質問もオーラルヒストリーの証拠としての能力を大幅に減じさせることになる。モスは、結論として、次のように言っている。

オーラルヒストリーの健全な理解にとって極めて重要なのは、インタビュアーによって生まれた記録を実際の出来事

やその出来事の記憶と混同しないことである。その記録は目撃者／談話者の主題や過去の出来事の記憶という選択的記憶から「更に」選択した記録である。ジャーナリストや小説家や劇作家や教育者やプロパガンダにとって如何に他の価値があるろうとも（たくさんの価値があるだろうが）、歴史家は、過去を再現するという試みにおいて誠実にオーラルヒストリーの記録を用いるのであれば、回想の史料の限界を理解し、尊重しなければならない⁽²⁰⁾。

(二) オーラルヒストリーの史料的价值

以上のような伝統的歴史学の考えに則った議論に対しては、果たして客観的な事実を表す証拠などというものが存在するのか、という（ニューヒストリー的な）反論がさまざま予想できるだろう（これについては、第五章で検証する）。だが、モスは、回想やオーラルヒストリーに史料的价值がないと言っている訳ではない。モスは、「回想」という種類の史料に分類しうるオーラルヒストリーには、

ア. 大まかな事実確定の手段

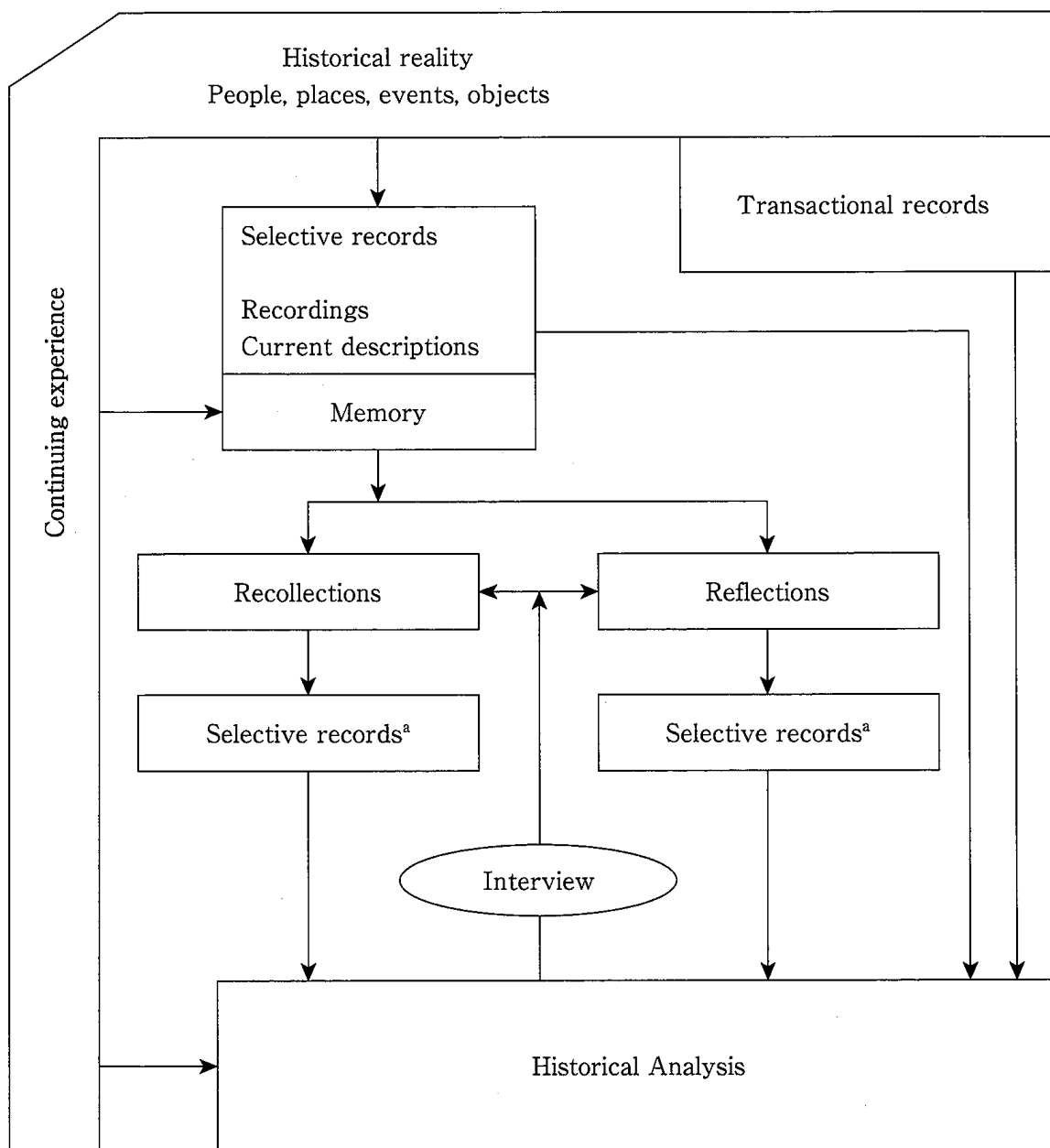
イ. 公的記録が欠如している際の事実確定の手段

ウ. 分析面での利用価値

という三つの価値が認められるとする。また、こういった証拠能力を高めるためにも、モスは、オーラルヒストリーは、④の内省となることは避けねばならないとする。確かに、史料として記憶を捉えた場合、当時のありのままの考えや行動を再現してもらうことが必要であり、インタビュー時点での内省は多くの場合不必要である。それは各々の歴史家がすべき作業だからである⁽²¹⁾。

しかし、記憶は生きているものであり、記憶の保有者は、常に回想と内省の間を揺れ動いている。インタビューの場

図2 William Moss の概念図



“Oral History: An Appreciation” in *Oral history, An Interdisciplinary Anthology*, p114 より。

において、この両者は分ちがたく織り込まれている。その意味で、インタビューが回想と内省を分け隔てる役割を果たすといえる。また、当然、よいインタビューは、回想と内省の間で揺らぐ対象者を助け、より有益な証言を引き出すものであると定義付けられよう。

その意味で、モスが、歴史的な分析と上記の五つの歴史的証拠との関係を【図2】のように図式化しているのは、参考になる。つまり、ランケ以降の近代歴史学の体系の下では、事務的記録や選択的記録よりも下位に属する信頼度

しかないかもしれないが、モスは、以上のような史料の体系性を意識し且つ慎重な作業を経て採集された記憶（オーラルヒストリー）は、「洞察や理解、そして、文字資料がない場合の事実確定の手段」⁽²²⁾として、歴史的分析に重要な貢献をなしうるとするのである。

既に述べたOHAのガイドラインも、実はオーラルヒストリーの史料的价值を高めることを目的として、このMossの議論をたたき台として作られたものだったことにも留意しておきたい。⁽²³⁾ 以上のようなモスの史料学的考察は、やや古いものの、特に政治史研究者がオーラルヒストリーを活用する上で、今でも一考に価するものといえる⁽²⁴⁾（オーラルヒストリーが「洞察や理解」にも役立つとする点については第四章で検討したい）。

三 「記憶」から「史料」を作るということ

ところで、以上のモスのオーラルヒストリーの説明からは、オーラルヒストリーの独特の性格が浮かび上がってくると言えるだろう。つまり、オーラルヒストリーにおいては、インタビューの場において、他者の記憶から（信頼に足る）史料を作り上げる作業が必要なのである。

では、記憶から信頼に足るものとしての史料を作り上げるまでには、どのようなプロセスが必要なのだろうか。以下ではこの点について考えてみたい。⁽²⁵⁾

(一) インタビュー開始前―リサーチ・デザインの問題―

記憶が史料になりうるとしても、歴史研究の幅も格段に広がっている現在、どのような歴史研究のためにどのような記憶を採集するのかという問いが先ず必要である。これはインタビュー前のリサーチ・デザインの問題になる。

例えば一九八〇年代の日米経済摩擦のプロセスを描くのに、ビルマ義勇軍の参加者の証言を取ることは（恐らく）意味がない。逆に、一九七〇年代の公害問題が地域住民にもたらした影響を測定するのにオーラルヒストリーを用いるとすれば、当時の企業の意思決定に関する証言をとることには（意味がないとは言わないが）二次的意味しかないだろう。つまり、研究者がどのような歴史を書こうとするのかという点をめぐって、対象となる人物も異なってくるし、必要とする記憶の内容も異なってくる。そして、それに付随して記憶の史料化に纏わる技法は（上記の例で言えば、役人に話を聞く手法と公害の後遺症に悩む人々に話を聞く手法は）当然異なってくるだろう。

例えば、『オーラル・ヒストリー 現代史のための口述記録』（中央公論新社、二〇〇二年）の中で、御厨貴氏は「公人の、専門家による、万人のための口述記録」とオーラルヒストリーを定義した。オーラルヒストリーは「公人」のみを対象とするものではないものの、政治史研究のためには中心となる対象者が公人となるのは自然なことであるし、国政や行政機構に関する基礎トレーニングを受けていないものが、政治家や官僚から聞き取りをすることは実際難しい。その意味で聞き手にある程度の専門的知識が期待されることもまた自然なことである。そのようなことを考慮してリサーチ・デザインを組み立てることが必要であろう。

また、オーラルヒストリーを企画するためには資金が不可欠である。大規模な企画であればなおさらそうである。アメリカで最初に大規模なオーラルヒストリーが行われたのは、一九四八年、長らくジャーナリストをしていたアラン・ネビンズがコロンビア大学で行った白人のエリート達の証言をテープに記録するプロジェクトだといわれる。⁽²⁶⁾ そのネヴィンズは「プロジェクトは財政問題に始まり、時には財政的問題が解決できずにプロジェクトが終わる（we begin with finances and sometimes ends without finances）」⁽²⁷⁾ と言っている。大規模プロジェクトを企画した経験者による意味慎重な言葉である。また、彼の教え子で、UCバークレーのRegional Oral History Office (ROHO) のディ

レクターを務めたルイス・スターは、一九七七年の論文で、わざわざ「オーラルヒストリーの資金」という項目を設けているが、ここではアメリカのオーラルヒストリーは最初から資金難を抱えていたと言っている。⁽²⁸⁾ 個人や小チームでプロジェクトを立てる際にも、十分な質と量のデータを採集するためには、資金問題を考慮せざるを得ない。⁽²⁹⁾

更に、証言者からインタビューの許可が得られるかどうかも企画の段階で予想し、下準備をしておかねばならない。公人を対象にする場合は特にそうである。当たり前のことだが、何のためにインタビューをするのかを事前に相手に説明しておくことも必要である。公人の場合は、インタビューの許可を得るまでに多くの労力が割かれるものである。数多くの政治家・官僚などにインタビューを行ってきた伊藤隆氏も「こちらが『こういうことを、この方に聞きたい』と考えても、なかなか簡単に引き受けてくださるというわけではございません。なぜ、そういうことをするのか、どういうふうにするのかを納得していただくというのは、なかなかやっかいです」と言っている。そこには、文化的な問題、守秘義務の問題、日本政治の伝統の問題などが複雑に絡み合っていると見える。更に、資金問題（謝礼の問題）がここに関わってくることも多い。⁽³⁰⁾

また、一般に、インタビューに際して手土産を持参するのかどうか、またどの程度の価値の手土産を持っていけばいいのかといったやや卑近な問題も重要である。特に公職経験者に対して手土産を持参すると言うことにもなれば、どのような手土産が必要なのか、悩みは尽きないだろう。

これ以外にもリサーチ・デザインの問題は多いが、以下では、資金を確保し、インタビューの許可を首尾よく得られ、インタビューが開始されたことを前提にして、「記憶」を「史料」とするプロセスについて述べて行きたい。

(二) インタビューの開始以後

さて、インタビューが開始された後、記憶を信頼しうる史料とするまでには、大まかに言って、三段階の活動が必要である。①。「記憶」を引き出し、②。それを「記録」し、③。「保存・公開する」というのがそれである。しかも、それぞれのプロセスはそれほど単純なものではない。

①. 記憶を引き出す

インタビューの最大の目的は、記憶を引き出すことである。

ところで、人間はだれでも自分の物語を持っているものである。オーラルヒストリーにおいて、インタビューは記憶の所有者であり、インタビュアーは各人が持つ物語を引き出す存在である。その物語は日常生活のたわいもない話であったり、悲劇であったり、喜劇であったり、或いは手柄話であったりするが、多くの場合はある完結性・体系性をもつものである。インタビュアーは、まず、こういった物語を引き出して、相手に語ってもらう必要がある。

しかし、インタビュアーは、対象者に質問を投げかけることで、対象者が持つ完結した物語とは異なるストーリーを引き出さねばならない存在である。対象者が持っている物語とは異なる物語（それは記憶の断片かもしれないし、あえて対象者が触れるのを避けているものかもしれない）を聞き出す作業こそ、インタビュアーの真価が試される場である。⁽³¹⁾ 質問表をあらかじめ提出している場合は、アドリブの質問がそのきっかけになるかもしれないし、或いは飛び入りで第三者を参加させることがそのきっかけになるかもしれない。また歴史研究の場合は、文字資料などを駆使することで、そういった証言が得られることがある。信頼関係が醸成されれば、そこで自然に異なる話が飛び出してくることも多い。しかも、いずれの方法によるにせよ、そうして引き出された物語は、史料としての価値を持つべく、過去に起きた事実を再現する能力を備えていなければならない。インタビュアーの腕の見せ所である。

ただし、多くの場合、インタビュアーは自らの提示した質問に対して、記憶の空白や沈黙に直面することになる。研究上の関心があったからといって、こちらが望む証言³²証拠が必ず出てくるとは限らない。証言者の物語から意味ある証言を引き出すためには、この空白や沈黙に耐えねばならない。それに堪えられないからといって、質問することを恐れてはならないし、質問しないで終わることがあってはならない。また、よく理解できなかった事柄についても、思い切って聞き返すことが必要である。挫折や無知を恐れな³²いことで、対象者との信頼関係が深まることも多い。

また、研究者だから記憶を引き出すことが出来るという訳ではない。このことにも誤解がある。勿論、よく準備をすることはインタビュアーの重要な仕事である。しかし、知っていることは聞かなくともよいかもしれない。大切なのは、話を聞きだすための準備をすることであり、何でも知っておくことではない。³³

以上をまとめれば、方法や結果は様々だが、対象者の物語を引き出し、その物語の完結性を様々な方法によって脱構築する作業がオーラルヒストリーには必要であるということである。実際、語られた物語が中途半端であったり、既に知られている事実の繰り返しであったりしたら、その語りの価値は大幅に減じてしまうだろう。記憶を引き出す作業はオーラルヒストリーの死活問題であり、この点については、インタビュアーの役割りが非常に大きい。それはインタビュアーの協力をひき出すことと言いかえることが出来る。インタビュアーがそれを自覚し、技術を高め、更に同席者の数や対象者との関係性などを考慮してよりよいインタビューの場を作り上げることがその史料的价值を高める上で極めて重要である。

② 記憶を記録する

そうして引だされた物語を、何らかの媒体に記録する作業は、実はインタビューと同時進行で行われている。

この意味で、オーラルヒストリーの定義の一つとして「録音された回想」という定義が頻繁に用いられているのは重

要である。というのは、記憶を記録するには録音機器の発達利用が大いに役立つからである。現在のIT化が文字記録の検索や閲覧に画期的な進歩をもたらしたと同様、オープンリールやカセットテープといった録音機器の開発がオーラルヒストリーの発展に重要な役割りを果たしたことは間違いない。⁽³⁴⁾

更に現在では、音声だけではなく映像で証言を残そうと言う試みもなされている。確かに表情や雰囲気映像として残れば、非言語情報がより直接的に後世に伝わる可能性がある。⁽³⁵⁾

いずれにせよ、自己の物語としての記憶を引き出し、更に埋もれている記憶を引き出す作業に加え、それを音源或いは映像という形で記録化するという作業が同時進行で進められることとなる。

ただし、オーラルヒストリーを史料として利用する場合、多くの利用者はトランスクリプトが存在すれば、トランスクリプトを利用するだろう。一〇時間のインタビューもトランスクリプトを用いれば大幅に時間を節約して利用することが可能になる。音源や映像が残されている場合、このトランスクリプトは厳密には二次的な史料になる。だが、多くの利用者にとっては、結果的にトランスクリプトが一次史料だと認識されることが多い。

そうであれば、トランスクリプトの質の問題をおろそかには出来ない。この作業には相当な労力が必要であり、多くのプロジェクトではこれを業者に任せることが多いが、この作業は、インタビュー同様に、極めて重要な作業である。トランスクリプトの作成は、話し言葉を書き言葉にするという発想とは事なる発想が必要である。そもそも、「話し言葉」「書き言葉」とは何であるだろうか。逐語的に話された言葉を取りあえず話し言葉と定義したら、話し言葉を文字に起しても、意味を把握することが極めて難しくなることはよく知られている。また、読みやすさを追求するのか、それとも言説分析のように、抑揚やいい淀みまで文字に残すのか、という点にも留意が必要である。文字起こしには、すなわち、既に選択化がなされている回想を、更なる選択が生じないように留意しながら、可能な限り誠実に文字に起すとい

う大きな役割りがある。これをおろそかにすれば、記憶を史料とする作業には大きな欠落が生じうる。⁽³⁶⁾

この作業は甚だ実行の難しい課題であるが、政治史研究の史料として考えた場合、トランスクリプトには、最低限、ア・そのとき話された内容の正確な表現（過去の事実の正確な再現ではない）

イ・日本語としての読みやすさ（引用のしやすさ）

が確保されている必要がある。それが最低限の基準であるが、それでも言い回しや文体が出来るだけ再現されていることが望ましい。読み手の印象が大きく異なるからである。⁽³⁷⁾

更に重要なのは編集である。インタビュアー、対象者それぞれがトランスクリプトに加筆・修正することは一般的であるが（特に公人の場合にはその度合いが増加することが多い）、その加筆・修正をどこまで許容するのかという問題も、史料的价值からいって重要な問題となる。⁽³⁸⁾

文字に起す作業と編集の巧みさは、インタビュアー技法同様、オーラルヒストリーにとっての極めて重要な要素であり、何より、その利用の際の価値を高めることに貢献するのである。

③. 保存し、公開する

もっとも、文字に起す作業と編集作業に纏わる不安は、どれほど訓練し、技術が向上しても消えることはないだろう。それは研究者が自分の論文に対する不安を消し去ることが出来ないことと同様である。

その意味で、音源（或いは映像）という一次史料に立ち戻れるような保存の形式を考えることが必要である。それは研究者が自分の用いたデータの典拠を記し、再検証を可能にしておくことと同じ意味を持ちうだろう。つまり、オーラルヒストリーを史料として意識するのであれば、トランスクリプトと音源の両方を比較検証できる形で保存することが望ましい。

また、こうして保存され、公開されることで、オーラルヒストリーの証拠能力を再検証することが出来るようになる。音源がオーラルヒストリーの実施者に独占されている状況では、その証拠能力を本当に検証することはできない。

しかし、更なる問題がある。それは著作権の問題である。インタビュアーと対象者の双方の承諾がなければ、公開は出来ない。これはかなり厄介な問題である。

また、公開すべき史料には、ア音源、イトランスクリプトの二種類があるが、イには少なくともインタビュアーと対象者の加筆・修正が入っているものと、入っていないもの、の二種類があり得る。そのどれを公開可能とするのかという問題がある。更に、部分的に公開するという方法や期限を決めて公開するという方法もある。

更に、閲覧と引用を区別する方法もあり得る。実際に、OHR Oのコレクションにはそのような公開方法をとるものがある。つまり「閲覧不可・引用不可」、「閲覧可・引用不可」、「閲覧可・引用可」の三種類の区別である。それぞれの行為に保存機関(OHR O)の許可が必要であったり、証言者の許可が必要であったり、という形である。⁽³⁹⁾ 記録やプロジェクトの性質によって、状況は様々に異なりうるだろう。いずれの形を取るにせよ、著作権問題がクリアされ、公開される場所が確保されなければ、オーラルヒストリーは史料としての性格を持ち得ないのである。⁽⁴⁰⁾

以上、「記憶」を「史料」として認識することが現在の歴史研究でも主流となっており、その意味でオーラルヒストリーは注目すべき手法であること、しかし、オーラルヒストリーを単なる「記憶」という史料と考えるのではなく、「記憶を史料化する一連の作業」のことであると考えらるべきであることを論じてきた。その作業は、現実的且つ研究的にとつて有効なリサーチ・デザインを考えることには始まり、幾つかの段階を踏むものであった。その段階を改めてまとめれば、

1. 対象者の持つ物語を引き出す
 2. 対象者からそれとは異なる、研究目的に沿った物語（或いは記憶の断片）を引き出す
 3. 音源（或いは映像）として引き出された物語を記録する
 4. それを一定の精度と表現力で文字化する
 5. それを利用目的に沿った形で編集する
 6. 音源（或いは映像）とトランスクリプトを保存し、公開する
- ということになるだろう。この一連の作業を経て、ようやく人間の「記憶」という厄介なものも、一定の信頼感と有効性を持つ「史料」として我々の前にたち現れるのである。

(1) 政治行政に関わるオーラルヒストリーに関しては、近年、政策研究大学院大学にて御厨貴氏、後に伊藤隆氏を代表として行われた「オーラル・メソッドによる政策の基礎研究」（文部科学省研究費補助金「特別推進研究（COE）」【課題番号はCE 2002】、平成二二―一六年度）が大きな成果を収めた。このプロジェクトが近年のオーラルヒストリーブームの火付け役になった点は否定できないだろう。その概要については『オーラル・メソッドによる政策の基礎研究…最終報告書』全三冊（政策研究大学院大学、二〇〇五年）を参照のこと。

(2) 例えば、佐道明広『戦後日本の防衛と政治』（吉川弘文館、二〇〇三年）、井上寿一「連載 戦後経済外交の軌跡」全6回（『外交フォーラム』一七巻一―一八巻五号、二〇〇四―二〇〇五年）などが、近年オーラルヒストリーを全面的に利用した歴史叙述の成果として挙げられる。また、この点については、De Hart, Jane Sherron. "Oral Sources and Contemporary History: Dispelling Old Assumptions," *Journal of American History* (September 1993)も参照のこと。なお、同じようなことは、実は過去の日本でも生じていた。一九六〇年代に木戸日記研究会、内政史研究会などに参加し、聞き取り調査を行った伊藤隆氏は「当時は、まだ今日のように大量の史料を公文書館なり、防衛庁の図書館の戦史部、外交史料館などで見ることができませんでした。そこで、いろいろな当事者から話を伺って、それを共通認識と言いますか、それぞれの「参加者の」方の研究に利用していかうということも「木戸日記

研究会・内政史研究会の「目的」であったと言っている。伊藤隆「オーラルの実態と今後の方法論について」(C.O.E. オーラル・政策研究プロジェクト オーラルヒストリーの課題と実践―過去と未来との対話)(C.O.E. オーラル・政策研究プロジェクト、二〇〇〇年)、六頁。

(3) この点については、日本オーラルヒストリー学会(JOHA)の活動が参考になる。活動の詳細については、<http://joha.jugem.jp/>を参照のこと。

(4) Charles T. Morrissey, On Oral History Interviewing, L. A. Dexter, ed., *Elite and Specialized Interviewing*, northwestern University Press, 1970, reprinted to *The oral History Reader*, London, Routledge, 1994 pp. 107-113. トルーマンライブラリー、ケネディライブラリーのオーラルヒストリープロジェクトを指揮するなど、アメリカのオーラルヒストリーの発展に多大な足跡を残したモリスシーについては、“Getting started, beginning an oral history career.” (An Interview with Charles T. Morrissey, part 1), *Oral History Review*, OHA (December, 1997), 及び “An Interview With Charles T. Morrissey: Part II “Living Independently: The Oral History Career of Charles T. Morrissey”. *Oral History Review*, OHA (January, 1999) がその足跡を伝えている。

(5) 昭和史研究で代表的なものとしては、西園寺公望の口述筆記である『西園寺公と政局』が(東京裁判の証拠として提出された際の批判にもかかわらず)史実確定のための史料として用いられて久しいし、内政史研究会、木戸日記研究会、日本近代史料研究会が行った内務省官僚、軍人らに対する証言記録も著名である。これらは冊子にされ幾つかの図書館に寄贈されているし、その幾つかが近年現代史料出版社から新しい解説をつけて復刊されている。また、帝国憲法制定五〇周年を記念して憲政史編纂会がおこなった証言収集も近年広瀬順昭監修『政治談話速記録』(ゆまに書房、一九九八―一九九九年)として復刻された。明治期には、堀口修編『臨時帝室編修局史料「明治天皇紀」談話記録集成』全九巻(ゆまに書房、二〇〇三年)として出版された「明治天皇紀」の編纂時の証言記録があるし、吉田常吉編『史談会速記録』(原書房、一九七二―一九七三年)も著名である。各省庁の年史編纂時にも多数の証言が採集されており、個別の評伝などを上げればその数は膨大になろう。

(6) 筆者は、戦後かなり早くから証言の収集を行い、歴史研究に利用してきた伊藤隆氏らと共に、そういった日本における過去のオーラルヒストリーの記録を収集・保存・公開すること、それが不可能であれば目録を作成し、何らかの形で後世に継承する一手段とすることを研究活動の一つとしてきた。それがオーラルヒストリーの価値を高め、歴史研究の発展に寄与する一歩であると考えられている。その成果として、昨年度は、『過去のオーラルヒストリー目録1 読売新聞社「昭和史の天皇」の取材資料』(近代日本史料研究会、二〇〇六年)を作成した。「昭和史の天皇」は昭和四二年から昭和五〇年まで読売新聞紙上に連載された大型の連載企画であり、延べ一万人、二五〇〇巻に及ぶテープを残したといわれる。現在までに取材の成果としての一〇〇八点にのぼるテープ類(取材ノートなどを合わせると総点数で一五三八点)が、読売新聞社や「昭和史の天皇」取材班の方々の協力の下に発掘され、伊藤・武

田を中心とした数年に亘る一応の整理の上、公開を待っている。様々な理由から、未だ公開、内容の吟味にまで取り組むことは出来ないが、近現代史研究に関するこれだけの口述記録がまとまって保存される例は極めて珍しい。また、その他にも幾つかのオーラルヒストリーを収集し、目録化を開始している。これらの記録は、注の(4)に掲げたものなどと共に今後紹介していきたい。

- (7) Elizabeth B. Mason and Louis M. Starr eds, *The Oral History Collection of Columbia University*, New York: Columbia University, Oral History Research Office, 1979などの例がある。これは、コロンビア大学のOHRROのコレクションを紹介して、それを批判的に検証したもので、オーラルヒストリー関係者の強い関心を浴び、オーラルヒストリーの方法論をめぐる議論を活性化させた。また政治史に関する日本のオーラルヒストリーの歴史については、簡単な紹介が、二〇〇二年に行われたシンポジウム『二世紀のオーラルヒストリー』の第三セッション「オーラルヒストリー 日米英の比較」における伊藤隆氏の報告(C.O.E.オーラル・政策研究プロジェクト「二世紀のオーラルヒストリー」政策研究の視点から)『政策研究大学院大学、C.O.E.オーラル・政策研究プロジェクト(二〇〇二年)がある他、清水唯一朗「日本におけるオーラルヒストリーその現状と課題」方法論をめぐって」(KEIO-GSEC, CRONOS Working Papers 03-004, 二〇〇三年)があるのみである。

- (8) *Oral History Evaluation Guidelines*, Oral History Association, Pamphlet Number 3, Adopted 1989, Revised Sept. 2000 (<http://omega.dickinson.edu/organizations/oha/pubeg.html>と掲載)。トナルド・リナー氏の執筆した前文によれば、OHAが最初ガイドラインを作成したのは一九七八年のことである。現在のガイドラインでは「Principles and Standards and Oral History Evaluation Guidelines」の二部に分かれた「更だ後者」① Program/Project Guidelines, ② Ethical/Legal Guidelines, ③ Recording Preservation Guidelines, ④ Tape/Transcript Processing Guidelines, ⑤ Interview Content Guidelines, ⑥ Interview Conduct Guidelines, ⑦ Independent/Unaffiliated Researcher Guidelines, ⑧ Educator and Student Guidelines の八項目に分けられている。そもそも、日本で行われているオーラルヒストリーの中で、このようなガイドラインを意識して採集されたものは極めて少ないだろう。過去に行われたものには更に少ないことが容易に予想される。もっとも、このガイドラインは、注意すべき論点を列挙したもので、極めて有用であるが、汎用性のある「解答」が必ず存在する訳ではない。

- (9) 特だ、英語では David K. Dunaway and Willa K. Baum, eds, *Oral history: An Interdisciplinary Anthology*. Second edition. Walnut Creek, California: AltaMira Press, 1996. Robert Perks and Alistair Thomson, eds, *The Oral History Reader*. London: Routledge, 1998. の二つのアンソロジーが編まれており、有益である。また、本稿では筆者が二〇〇二年八月に参加したUCバークレー校にあるROHO主催のAdvanced Oral History Summer Instituteの成果も参考になっている。

- (10) また、日英米のオーラルヒストリーの関係者、特に政治史・外交史の分野での実践者を一堂に集めたシンポジウムの記録である、前述のC.O.E.オーラル・政策研究プロジェクト『21世紀のオーラルヒストリー』政策研究の視点から』は、オーラルヒストリー

の現状を見る上で、非常に便利である。この記録も随時参照して行きたい。

- (11) Valerie Raleigh Yow, *Recording Oral History: A Practical Guide for Social Scientists*. Thousand Oaks, CA: Sage Publications, Inc., 1994, p4.
- (12) 日本の郷土史研究会の名称には「〇〇史談会」というものが多いので「史談」という言葉は歴史研究者にとっては耳慣れた言葉である。この言葉の由来や近代日本で最初の巨大なオーラルヒストリープロジェクトと云ってよい「史談会速記録」の紹介は別稿を予定している。
- (13) Charles T. Morrissey, "Why Call It 'Oral History' ? Searching for Early Usage of a Generic Term", *Oral History Review* (1980), pp.20-48. また「アメリカにおけるオーラルヒストリーの歴史について」 Ronald Grele, "Directions for Oral History in the United States" in *Oral history, An Interdisciplinary Anthology*, *ibid*, pp62-84. を参照せよ。
- (14) Yow, *ibid*, pp4-5. 筆者が二〇〇二年に二度アメリカで調査を行ったときにも、議会図書館や大学図書館でも必ずしもオーラルヒストリーが浸透していないという印象を受けた。これについては「オーラルヒストリー探訪 米国事情紹介(1)」「(2)」「オーラルヒストリー」No.5 No.6(C.O.F.オーラル・政策研究プロジェクト事務局「二〇〇二年」)「オーラルヒストリー探訪 カリフォルニア大学のヤミンナー体験記」同No.7(二〇〇二年)を参照。
- (15) Donald Richie, *Doing Oral History, A practical Guide*, second edition, Oxford university press, oxford, 2003, p19. また Ritchie, Donald A., Holly Cowan Shulman, Richard S. Kirkendall, and Terry Birdwhistell. "Interviews As Historical Evidence: A Discussion of New Standards of Documentation and Access," *The History Teacher*, Vol. 24, No. 2 (February 1991) を参照せよ。
- (16) Grele, *ibid*, p63.
- (17) 記憶については、例えば、片桐雅隆『過去と記憶の社会学—自己論からの展開』(世界思想社、二〇〇三年)を参照。
- (18) 当事者性を軸として考えられた史料分類として、日本語では、坪井久馬三が提唱した史料の六分類法(また、今井登志喜『歴史学研究法』、東京大学出版会、一九五三年も参照)があるが、日本では史料としての記憶の曖昧さについて、特に綿密な史料批判を行った学術研究は管見の限りないようである。英米のオーラルヒストリーの専門家はそのことを無視して議論を進めることはない。例えば、ポール・トンソン(酒井順子訳)『記憶から歴史へ—オーラル・ヒストリーの世界』青木書店、二〇〇二年、第二章参照。
- (19) William Moss, "Oral History: An Appreciation" in *Oral history, An Interdisciplinary Anthology*, pp. 107-120. 以下、Moss の議論に関する記述は断らない限り、同論文より。
- (20) *Ibid*, p 111.

- (21) その意味でモスが「内省」に分析上の価値があると言っているのは興味深い指摘である。この点はウの分析面での利用価値と大いに関係してくる点である。第五章で詳述したい。
- (22) *Ibid.*, p. 120.
- (23) *ibid.*, p. 107. Moss の論文における編者の解説参照。
- (24) 近年のオーラルヒストリーをめぐる史料論的論考は、①オーラルヒストリーから社会・文化といった文脈を読み取るためのもの、②IT化に伴う資料保存と利用に関する論考に分けられる。前者に関しては、日本でも、例えば、桜井厚『インタビュの社会学—ライフストーリーの聞き方』(せりか書房、二〇〇二年)がある。後者の面に関しては、アーキビストにとって、音声史料やトランスクリプトの扱いは悩みの種である。そこには、Mossが言うような史料の体系的性及びOHAの提示するようなプロトコルを顧みない実践者が多く、史料としての扱いにくさが全く減じていないことにあるようだ。その意味で、アーキビストの側から(明示的でないもの)オーラルヒストリーの実践者に向けての要望を含みながら、史料学と実践の融合を謳った論考として、Jean-Pierre Wallot and Normand Fortier, "Archival science and oral sources, in *The Oral History Reader*, pp. 365-378. が有名。
- (25) 以下の考察は、前掲『*Oral History Evaluation Guidelines*』伊藤隆「オーラルの実態と今後の方法論について」【C.O.E.オーラル・政策研究プロジェクト オーラルヒストリーの課題と実践—過去と未来との対話】、御厨貴「オーラルヒストリー」(中央公論新社、二〇〇二年)を特に参考にした。
- (26) Louis Starr, "Oral History" in *Encyclopedia of Library and Information Services*, vol.20, 1977, pp. 444-446 reprinted in *Oral history, An Interdisciplinary Anthology*, pp44-45
- (27) Louis Starr, *ibid.* pp 53.
- (28) *Ibid.*
- (29) 例えば、イギリスのケンブリッジ大学チャールズカレッジの英国外交官オーラルヒストリープログラムのディレクターであるマルコム・マクベイン氏、アメリカのADSTのディレクターであるチャールズ・スチュアート・ケネディ氏も同様に資金難について語っている。前掲、C.O.E.オーラル・政策研究プロジェクト『二一世紀のオーラルヒストリー—政策研究の視点から—』第三セッション参照。
- (30) 伊藤、前掲、九頁。
- (31) この点に関しては、異論があるところであろう。例えば、ハンセン氏病の患者から、病気と共存する上での痛みを聞き出さねばならない場合などは相当の勇気がいるだろう。沈黙からその痛みを知るという方法も当然ありうる。しかし、公人のインタビュでも、例えばスキャンダルに関する質問、権力闘争に敗れたことを聞き出す場合、政治資金の問題に関わる話などを聞く場合に、同様の意

味を持つ場面に遭遇することは多い。それでも、そのことを聞き出さなければならぬ場合には、勇気を奮って質問する他ない。これは方法論という問題ではなく、勇気の問題である。

(32) 勿論、相手が言いたくない話を無理やり聞き出すことで、その後のインタビュアーや公開などに関する信頼関係が崩壊することもある。この点にはやはり、話し手との良好な関係を確保するという判断が勝つこともある。ただ、インタビュアーの際に、研究者としての情熱と野心と率直さを持って質問や要望を投げかけることで生まれる信頼感とは、どんな信頼関係にも代えがたいものである。

(33) その意味では専門家でなくとも話を聞き出すことが可能であるし、話を聞くことによって、専門家となっていくことも充分ありえることである。この点については、「昭和史の天皇」が最も良い例であると思われるので、別稿にて実例を挙げて論じたい。

(34) 伊藤氏は、当初ポータブルな録音機材がなかった為、メモを取るしかなかったと言っている(前掲、伊藤六―七頁)。日本で一般の研究者がインタビュアーをテープに取ることができるようになったのは、一九六〇年代も終わりのころのようである。

(35) もちろん、それに伴う問題点もあるが、ここでは議論が煩雑になるので省略する。

(36) この点に関しては、筆者も関わっている政治・行政関係のオーラルヒストリーの記録を長期にわたって担当して下さっている丹羽清隆氏からご教示を得た。記して感謝申し上げたい。丹羽氏には丹羽清隆「オーラルヒストリーとテープ起こし」(COEオーラルヒストリー方法論研究会報告VOL.2 (COEオーラル・政策研究プロジェクト、二〇〇二年))があるが、本稿では、丹羽氏が作成された詳細なレジュメを参考にさせて頂いた。管見の限り、日本でオーラルヒストリーの経験を踏まえて文字起こしの留意点を考察した論文はなく、丹羽氏の見解は貴重である。欧米でも必ずしもしっかりとした研究がある訳ではないが、古典的な手引書として、Willa K. Baum, "Transcribing and Editing Oral History" Altamira Press, Walnut Creek, CA, 1977.がある。また、丹羽氏が主張するように、トランスクリプトが、単なる話し言葉を書き起こすという行為ではなく、インタビュアーに意味を吹き込む行為であるという点に関しては、近年出された、Carl Wilmsen, "For the Record: Editing and the Production of Meaning in Oral History", *Oral History Review* (Winter/Spring, 2001), pp65-85が参考になる。

(37) トランスクリプトが二種類ある場合、そのどちらを用いるかによって、インタビュアーの印象が大きく異なる場合がある。この点についても、別稿で実例を挙げて考察してみたい。

(38) インタビュアーの参加者による修正・加筆は勿論編集の分野であるが、文字に起こすことに編集の要素が加わらないことはありえない。この点に関する議論を深めることも、トランスクリプトの史料価値を高める上では必要なことであろう。

(39) 二〇〇二年に筆者が行った調査による。

(40) 実は、日本においては、この保存・公開に関して、深刻な問題を抱えている。まず、日本にはこのような機関や制度が存在していない。全ての記録を一元化する必要はないだろうが、それでも拠点といえるものが大規模な図書館や公文書館、大学、研究所などに

出来ることが望ましい。OHAでは三六の拠点がメンバーとして登録されているが、オーラルヒストリーの拠点がいくつか存在して、初めてオーラルヒストリーが定着したといえるようになるのは明らかである。また、著作権問題についてもアメリカには幾つかのモデルがある。日本でも、統一見解はありえなくとも、幾つかの試験的な試みが必要だろう。

本稿は、「口述記録と文書記録を基礎とした現代日本の政策過程と政策史研究の再構築」(基盤研究(A) 課題番号【17203011】、研究代表者・伊藤隆)の成果の一部である。

(二〇〇六年九月二七日脱稿)